

# カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この特例は、カバードワラントの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この特例において、カバードワラントとは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、法第2条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。

## 第2章 有価証券上場規程の特例

### (上場申請)

第3条 カバードワラントの上場は、カバードワラントの発行者からの申請により行うものとする。

2 カバードワラントの上場を申請しようとする者（以下「新規上場申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書

(2) 新規上場申請者が有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。）を提出している場合は、有価証券報告書等（有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）（当該有価証券報告書の提出後に半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）の半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて

当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。)(訂正半期報告書を含む。)又は四半期報告書(法第24条の4の7第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する四半期報告書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。)(訂正四半期報告書を含む。)を提出している場合は、当該半期報告書又は当該四半期報告書を含む。)及びその添付書類をいう。以下、第5条第4号aにおいて同じ。)の写しとし、新規上場申請者が当該有価証券報告書等を提出していない場合は、本所が定める様式により作成した書類

## 2部

- (3) 信用格付業者等(信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。)及び特定関係法人(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。)をいう。以下同じ。)による短期社債(短期社債を発行していない場合は長期社債とする。)に係る格付評価を記載した書面
  - (4) 指定参加者との間に係るカバードワラントの円滑な流通の確保のための書面の写し
  - (5) カバードワラント発行書類(カバードワラント発行プログラム等をいう。以下同じ。)
  - (6) カバードワラント事務取扱機関と締結したカバードワラント事務を委託する旨の契約書又は内諾を得ている旨の書面の写し
  - (7) 金融当局の適切な規制を受けていることを証する書面の写し
  - (8) 保証会社を附す場合は、保証会社に係る第2号、第3号及び前号に規定する書面並びに当該保証会社との間で締結された保証契約書の写し
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第8号までに定める書類については、当該書類に記載される内容において、直前に提出したものと変更がない場合には提出を要しないものとする。
- 4 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し第2項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出そ

の他上場審査に対する協力を求めるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請に係るカバードワラントを発行した場合には、本所所定の様式による上場有価証券確定通知書を速やかに提出するものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第4条 新規上場申請者は、上場申請を行うときに、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、上場申請を行うときに、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第5条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第3条第2項第2号の規定により提出された書類に記載された純資産の額（複数の書類に純資産の額の記載がある場合は、上場申請日に最も近接する日付の書類に記載された額をいう。）が200億円以上であること。

(2) 2社以上の信用格付業者等から、本所が定める基準以上の格付を取得していること。

(3) 金融当局の適切な規制を受けていること。

(4) 次のa及びbに適合すること。

a 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に虚偽記載を行っていないこと。

b 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キ

ヤッショウ・フロー計算書及び附属明細表をいう。) 及び連結財務諸表(連結貸借対照表, 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書, 連結株主資本等変動計算書, 連結キャッショウ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。) 又は財務書類をいう。), 中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッショウ・フロー計算書をいう。) 及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッショウ・フロー計算書をいう。)をいう。) 及び四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表, 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッショウ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては, 四半期貸借対照表, 四半期損益計算書及び四半期キャッショウ・フロー計算書とする。)(特定事業会社にあっては, 中間財務諸表等を含む。)をいう。)に添付される監査報告書, 中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において, 公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし, 本所が適當と認める場合は, この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 新規上場申請者が保証会社を附す場合は, 保証会社について審査を行うものとし, 次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) 前項各号の基準を満たすこと。この場合において, 「新規上場申請者」とあるのは「保証会社」と, 「第3条第2項第2号」とあるのは「第3条第2項第8号」と読み替えるものとする。
  - (2) 新規上場申請者との間で, 無条件かつ契約解除を不可とするカバードワラントの償還債務に係る保証契約を締結していること。
  - (3) 有価証券報告書を内閣総理大臣等に提出していること。
- 3 新規上場申請者に係る上場審査について, 新規上場申請者は, 本所が

定める金額の上場審査料を，上場申請日後速やかに納入するものとする。ただし，第7条第1項の規定に基づき予備申請を行った新規上場申請者について，有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合は，この限りでない。

(新規上場申請銘柄に係る上場審査基準)

第6条 カバードワラントの上場審査については，次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が前条の基準に適合していること。

(2) 上場申請銘柄に係る上場審査基準

a 金融指標(法第2条第25項第1号(金融商品の価格を対象指標とする場合は，当該金融商品は金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券」という。)に限る。)又は第4号に掲げるものをとする。)を対象指標とすること。

b カバードワラント発行書類において，次に掲げる事項が規定されていること。

(a) 売買期間(上場しようとする日から権利行使日の5日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日までの期間をいう。)が6ヶ月以上あること。

(b) 差金決済型(権利行使価格と最終参考価格との差に基づいて算出される金銭の授受によって決済する取引をいう。)であること。

(c) 第15条第5号に規定するコーポレート・アクションが発生した場合，カバードワラント付与率，権利行使日又は権利行使価格等を変更する場合があること。

(d) 権利行使日において，償還金を受け取る価値のあるカバードワラントを保有している場合には，カバードワラント保有者がカバードワラントの発行者に対して権利行使を行ったものとして取り扱われることに同意したものとみなされること。

(e) 特定の日にのみ権利行使が可能であること。

(f) 償還金の計算方法が定められていること。

(g) 配当その他の交付を行う場合は金銭のみで行うこと。

- c 上場カバードワラント数が10,000売買単位以上となる見込みのあること。
- d 時価総額が3億円以上となる見込みのあること。
- e 上場申請銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
- f 指定参加者を設置すること。

#### （予備申請）

第7条 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の予備申請が行われた場合には、第5条第1項及び第2項に規定する「上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を上場予備申請の日後速やかに本所に納入するものとする。

#### （上場契約）

第8条 本所がカバードワラントを上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のカバードワラント上場契約書を提出するものとする。ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

#### （上場申請のための提出書類の公衆縦覧）

第9条 新規上場申請者は、第3条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場カバードワラント発行者が行う適時開示)

第10条 上場カバードワラントの発行者（以下「上場カバードワラント発行者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場カバードワラント発行者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントの追加発行
  - b 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントの上場廃止に係る申請
  - c 合併
  - d 破産手続の申立て（本国における破産処理同様の手続きを含む。）
  - e 解散（合併による解散を除く。）
  - f 会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
  - g 上場カバードワラント事業の全部の譲渡
  - h 上場カバードワラント事業の全部又は一部の休止又は廃止
  - i 商号の変更
  - j 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明（法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動
  - k 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントを指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象としないこととしたこと。
  - l aから前kまでに掲げる事項のほか、上場カバードワラント又は上場カバードワラント発行者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場カバードワラント発行者に次に掲げる事実が発生した場合
- a 上場カバードワラント発行者が格付を取得しているいずれかの信用格付業者等の格付が変更され、かつ、第5条第1項第2号に規

定する基準以下となった場合

- b 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号jの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
  - c 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。
  - d aから前cまでに掲げる事実のほか、上場カバードワラント又は上場カバードワラント発行者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 2 前項のほか、上場カバードワラントに関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。
- 3 上場カバードワラント発行者は、投資者への適時、適切な上場カバードワラントに関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

（保証会社を附す上場カバードワラントの発行者の保証会社に係る適時開示）

第11条 保証会社を附す上場カバードワラントの発行者は、保証会社が次の各号のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 保証会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合  
(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- a 合併
- b 破産手続の申立て(本国における破産処理同様の手続きを含む。)
- c 解散(合併による解散を除く。)
- d 会社の分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)
- e 商号の変更
- f 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
- g aから前fまでに掲げる事項のほか、保証会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 保証会社に次に掲げる事実が発生した場合

- a 保証会社が格付を取得しているいずれかの信用格付業者等の格付が変更され、第5条第2項第1号が適用する第5条第1項第2号に規定する基準以下となった場合
- b 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)において、前号fの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
- c 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出でき

る見込みのない旨の開示を行った場合を除く。),これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

d aから前cまでに掲げる事実のほか,保証会社の運営,業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- 2 保証会社を附す上場カバードワラントの発行者は,保証会社に係る情報の投資者への適時,適切な情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し,常に投資者の視点に立った迅速,正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど,誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 3 第1項の規定は,保証会社を附す上場カバードワラントの発行者に係る保証会社に関する情報の適時開示について遵守すべき最低限の要件,方法等を定めたものであり,同項の規定を理由としてより適時,適切な情報の開示を怠ってはならない。

#### (本所への協力義務)

第12条 上場カバードワラント発行者は,次の各号に掲げる場合において,本所が財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等(当該公認会計士等であったものを含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求めるときには,これに協力するものとする。

- (1) 当該上場カバードワラントの上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合
  - (2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で,本所が必要と認める場合
- 2 上場カバードワラント発行者は,前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため,本所が請求した場合には,当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

#### (決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第13条 上場カバードワラント発行者は、次の各号に定める事項が決定又は発生した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定める書類の提出を行うものとする。

- (1) 第10条第1項第1号及び第11条第1項第1号に掲げる事項
  - (2) 第15条第4号及び同条第5号に掲げる事項
  - (3) 前2号のほか、上場カバードワラントに関する権利等に係る重要な事項
- 2 上場カバードワラント発行者は、第10条第1項第2号又は第11条第1項第2号に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所に事実関係を記載した書類の提出を行うものとする。
- 3 上場カバードワラント発行者は、有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期レビュー報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場カバードワラント発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 4 上場カバードワラント発行者は、前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 前各項のほか、上場カバードワラント発行者は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(上場カバードワラント発行者が行う公表)

第14条 上場カバードワラント発行者は、次の各号に定める書類を本所に提出し、本所は本所が定める方法により公表するものとする。

- (1) カバードワラント発行書類
- (2) 上場カバードワラント内容説明書
- (3) 上場カバードワラント発行者（保証会社を附している場合は当該保証会社）に係る信用格付業者等による格付を証する書面
- (4) 上場カバードワラントの円滑な流通の確保のための書面
- (5) 最終参照価格
- (6) その他本所が必要と認める事項

2 上場カバードワラント発行者は、前項の規定により公表した書類に変

更があった場合には、遅滞なく変更後の書類に差し替えなければならない。

3 上場カバードワラント発行者は、第1項の規定により提出した書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第15条 上場カバードワラントが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

- (1) 買期間が満了となる場合
- (2) 上場カバードワラント発行者が上場廃止申請を行った場合
- (3) 上場カバードワラント発行者又は保証会社が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- (4) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格である場合には、当該上場有価証券が上場廃止となる場合（当該上場有価証券が複数の金融商品取引所に上場している場合は、全ての金融商品取引所において上場廃止となる場合に限る。）
- (5) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格である場合には、当該上場有価証券が本所が定めるコーポレート・アクションの対象となったことにより、当該上場カバードワラントの売買を継続することが適当でないと本所が認める場合
- (6) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格以外の金融指標である場合には、当該金融指標が算出停止となる場合
- (7) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場カバードワラント発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (8) 上場カバードワラント発行者が上場契約について重大な違反を行った場合、第4条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓し

た事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(9) 次の a 又は b に該当する場合

- a 上場カバードワラント発行者又は保証会社に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合
- b 上場カバードワラント発行者又は保証会社に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。)が，中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が，四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載され，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合

(10) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象となることになった場合

(11) 前各号のほか，公益又は投資者保護のため，本所が当該上場カバードワラントの上場廃止を適当と認めた場合

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第16条 上場カバードワラントが上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場カバードワラントを監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場カバードワラントの上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場カバードワラントを整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第17条 上場カバードワラントの上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料)

第18条 上場カバードワラント発行者は、本所が定める上場手数料を納入するものとする。

(T D n e t 利用料)

第19条 上場カバードワラント発行者は、本所が定める T D n e t 利用料を納入するものとする。

(措置等)

第20条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場カバードワラントに対する措置について準用する。

(委任規定)

第21条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に關し必要な事項は、本所が定める。

#### 付 則

この特例は、平成20年8月20日から施行する。

#### 付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

#### 付 則

1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。

2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の第10条第3項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第20条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第20条の規

定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第4条第2項及び第10条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。